

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」について

1 制度の趣旨

消費税率の引上げに際し、低所得者及び子育て世帯に及ぼす影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付する。

2 実施方法

○実施主体は、市町村とする。

○市町村が実施する給付事業の実施に要する経費を対象として、国が補助金（補助率 10 分の 10）を交付する。

○都道府県は、市町村の円滑な執行を支援する。

3 制度の内容

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
①基準日	平成 26 年 1 月 1 日	
②対象範囲	○住民基本台帳に記録されている者	○平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者等
③税、所得の要件	○市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）課税されている者の扶養親族等を除く。）等	○平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者
④対象外の範囲	○生活保護制度内で対応される被保護者等は除く	○臨時福祉給付金の対象者は除く ○生活保護制度内で対応される被保護者等は除く
⑤給付額	○一人につき 1 万円。加算措置対象者は 1 万 5 千円	○対象児童一人につき 1 万円
⑥申請、支給	○課税情報が確定する 6 月以降順次、当該市町村において申請開始日を決定（申請期間は原則 3 ヶ月） ○審査を経て原則口座振り込みで支給	